

平成 29 年度第 4 回 対策本部会議提案 審議・**報告**・その他

提出日：平成 30 年 2 月 5 日

担当部・課：福祉部生活再建支援課〔内線 3952〕

① 件 名
在宅被災者等支援事業について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 東日本大震災により被災した世帯の内、以前から住んでいた住宅が被災し、当該被災住宅を未だに補修していない若しくは一部未補修のため、劣悪な環境の住宅で現在も生活している世帯等のいわゆる在宅被災者に必要な支援が行き届いていない等の指摘がなされている。</p> <p>【目的】 在宅被災者等の現状を把握し、適切な被災者支援を実施するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 又は 【個別計画との整合性】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成 28 年 6 月 被災者自立再建促進プログラムに在宅被災者の把握と支援について明記
⑤ 主な内容
<p>【業務概要】</p> <p>1 業務名称 在宅被災者等支援事業（委託先 仙台弁護士会） 2 業務期間 平成 28 年 1 月 2 日～平成 29 年 1 月 30 日（当初の本年 9 月末より 2 月延長） 3 支援対象 被災住宅（半壊以上）の補修が未完了で、劣悪な環境で生活している世帯等 4 業務内容 在宅被災者等の調査把握、個別法律相談等</p> <p>【報告概要】</p> <p>1 調査・相談票提出数 180 世帯（延べ調査数 206 件） （全壊 118、大規模半壊 57、半壊 5）</p> <p>2 1 のうち、加算支援金受給者 171 世帯 うち、独自補助金未利用数 73 世帯（約 4 割） （※被災者住宅再建事業補助金を独自補助金と定義。）</p> <p>3 住宅再建度低判断数 45 世帯（約 2 割） うち、独自補助金未利用 28 世帯（約 6 割）</p> <p>※住宅再建度低世帯で独自補助金未利用世帯の相談内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補修費用の確認ができない 8 件 ・補修資金がない 5 件 ・生活保護相談 3 件 ・公共事業用地買収待ち 3 件 ・公営住宅入居希望 2 件 など <p>【課 題】</p> <p>1 自己資金がないために独自補助金が未利用となっている世帯への対応 2 高齢者等の情報弱者への対応</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
在宅被災者等の実態把握を効率的に行い被災した住宅の現状と在宅被災者の課題を把握するとともに個別の情報提供や相談支援、また、平常時の支援にも繋げることができた。